

〔論 説〕

「被害者の素因競合事例」に関する刑事判例と 結果的加重犯の真の問題点

杉 本 一 敏

- I はじめに
- II 被害者の素因競合・予後不良事例における因果関係判例
 - 1 大審院時代 (1) - 「条件説的な論理」と「予見可能性の論理」の併用
 - 2 大審院時代 (2) - 転向? 消えた「予見可能性の論理」
 - 3 最高裁時代 (1) - 被害者の素因競合事例における判例の確立
 - 4 最高裁時代 (2) - 法理の適用範囲の伸張
 - 5 小括
- III 検 討
 - 1 「因果関係」法理の整合性
 - (1) 「因果関係」の問題全域をカバーする上位理論
 - (2) 被害者の素因競合事例に固有の事情
 - (3) 小括
 - 2 過失 (予見可能性) 不要論の可否
 - (1) 事例類型
 - (2) 「危険性説」の主張
 - (3) 判例は責任主義違反か・その1 - 事例類型 [3]
 - (4) 判例は責任主義違反か・その2 - 事例類型 [4] [5]
- IV おわりに

I はじめに

近時、刑法上の「因果関係」要件の内実は「危険の現実化」であるという見方が、判例の現状を説明・理解するための論法として定着しつつある。最高裁も、最決平成22年10月26日刑集64巻7号1019頁(日航ニアミス事件最高裁決定)、最決平成24年2月8日刑集66巻4号200頁(三菱自動車ハブ事件最高裁決定)において、被告人の行為に内在している「危険」が結果に「現実化した」という文言を明示的に用いた上で、業務上過失致死傷罪における因果関係を肯定した。

しかし、「危険の現実化」論が過失結果犯の領域で判例・学説上定着しつつある一方で、行為者の行為時点で存在していた「被害者の持病や特異体質」（以下「被害者の素因」と呼ぶ）が相まって致死結果を生じたという「被害者の素因競合事例」では、判例は派手な動きを見せることもなく、「条件説的」とも評されるような判断を下し続けている。因果関係論の中では地味な問題領域である。

本稿は、この一見地味な事例群について、若干の再検討を試みる。というのも、この事例群を再検討することが、結果的加重犯の成立要件、ひいては過失の認定の仕方について、従来の通説的理解に根本的な再考を迫る手がかりになる、と思われるからである。もともと、そのような大それた狙いはあくまで遠い目標であり、本稿はさしあたり「被害者の素因競合事例」に関するこれまでの判例、しかも「結果的加重犯」の成否が問われた事案に関するものに絞って、判例法理の分析を行うに止まる。この事例群に関する判例法理は、これまで「条件説」と「過失不要説」のセットであると評され、学説から批判の対象とされてきた。本稿は、学説によるこの評価・批判がどこまで正しいのか、それを厳密に見定めることを目標とする。そして、結果的加重犯の判例法理に対して学説から向けられる疑念の核心は、判例が採用する「因果関係論」にあるのでもなければ「結果的加重犯」の要件論にあるわけでもなく、判例（及び、暗黙のうちに多数の学説）が認めてきた「過失の認定のあり方」にある、というのが本稿の一応の結論であるが（Ⅲ 2 (4)）、この問題の核心部である「過失の認定のあり方」については、いずれ別稿での検討を期すことにしたい。

以下では、「被害者の素因競合事例」（被害者の持病・特異体質の介在事例）、及び、場合によってはそれと区別することが難しい「予後不良事例」（受傷した被害者が不良な予後をたどって死亡する事例）に関する判例を時代順に整理し、その内容を分析する（Ⅱ）。検討対象は、さしあたり「結果的加重犯」の事例に限られる（後述するように、同じく「被害者の素因競合事例」であっても、結果的加重犯の事例と過失結果犯の事例とでは、判例の判示内容が大きく異なっているからである）。それに続いて、判例に現れている法理が、因果関係論、責任主義に照らしてどこまで是認できるものであり、どこまで批判されるべきものかを検証する（Ⅲ）。

以下、判例は後掲の【判例一覧表】における番号（【1】～【23】）で表示する。また、判例の原文引用に当たっては、カタカナ表記をひらがなに直し、適宜句読点を付した。それでは、検討を始めたい。

II 被害者の素因競合・予後不良事例における因果関係判例

1 大審院時代（1） - 「条件説的な論理」と「予見可能性の論理」の併用

大審院判例は、判例集に現れたものを見る限り、行為者の行為と被害者の素因とが競合して致死結果に至った事案において、例外なく行為者の因果関係を肯定している。しかしそこで示されていた当初の論理は、従来指摘されてきたように「条件説」かつ（致死結果についての）「過失不要説」のセット、とは必ずしも断定できないものである。

判例【1】（大判大正2年9月22日）は、被告人が被害者A（79歳）の右肩胛部を踏み「腫脹疼痛甚し」い脱臼の傷害を負わせたところ、Aが「右傷害の為め病床に呻吟して衰弱」して死亡するに至ったという事案に関し、「もし老衰という事情がなかったならば脱臼が直接死因となることはない（またそのような予見もできない）」という趣旨の弁護人の主張を退け、因果関係を肯定した。判旨は、①第一に、「凡そ結果の発生に対する原因を与へた」以上、それが結果の「直接原因」なのか「他の原因と相合して」結果を発生させた「間接原因」なのかは問わないとし、更に、②第二に、「七十九歳の老衰者に対し上述の如き傷害を加ふるときは上述の如き経過に由り其死亡を来すべきことあるは吾人の智識経験に依り之を認識し得べき所」である、との理由を示している。前者（①）は、物理的・医学的な法則知識に照らして見て、問題の行為に結果への因果的寄与が認められる限り、それが「他の原因と相まって」結果発生に至った場合であっても因果関係が認められるとする論理であって、これは条件説（等価説）の論理を想起させる。他方、後者（②）は、被害者の高齢・老衰という外見から知覚可能な事情をもとにすれば、現実に起こった経過それ自体が行為者（または一般人）にとって予見可能だった、という根拠を示している。この論理は、相当因果関係説の立場からも本件では因果関係が認められることを示すものであると同時に、行為者の「過失」（結果発生に至った因果経過に対する「具体的な予見可能性」）を認定する論理そのものであるとも考えられる。さしあたり、①を「条件説的な論理」、②を「予見可能性の論理」と呼んでおく。

次に、「予後不良事例」に関する判例【2】（大判大正3年9月1日）である。同判決は、被告人が刺身包丁で被害者Aの左大腿外側部を刺し、深さ約4寸（約

12cm) に及ぶ刺傷を負わせたところ、傷が化膿し膿毒症を発症して A が死亡するに至ったという事案につき、①「死亡の結果は直接膿毒症より生じた」ものではあるが、結局その「膿毒症は傷害に基因」したものであり、更に、②「創傷の為め化膿することは普通有り得べき事柄」であるから A の死亡結果も決して偶発的ではない、として①・②の論理を明示した上で因果関係を肯定する。なお弁護人は、本件で因果関係を認めるならば、「爪で引っかき傷を与えたところ被害者の不注意で病原菌が付着して死亡に至った」というような場合も行為者の責任になってしまう、と反論している。しかしこれは、行為時の事前判断においてそれ自体を観察する限り、致死結果の危険を感じさせない軽微な有形力行使、または軽微な受傷の例であって（以下「軽微暴行」または「軽微受傷」の事例と呼ぶ）、刺身包丁を 12cm 突き刺し、動脈は切断しなかったが小血管・筋繊維を切断するという暴行態様・受傷程度を伴った本件事案と同列に論ずべき場合ではないだろう。

以上のように、判例【1】【2】は、条件関係だけではなく（論拠①）、被害者の素因の競合や、感染症等による不良な予後を介して致死結果へと至った「現実の経過」につき、行為者・一般人に予見可能性があったこと（論拠②）を併せて判示していた。この判示は、仮に相当因果関係説の立場に立って考えても因果関係を認め得るという点に言及することで（「相当因果関係的口調」）、問題の具体的事案との関係で見れば因果関係を認めるという条件説の結論も不当ではないことを示そうとした方便であろう、と分析されている¹⁾。しかし、同じく被害者の素因競合事例であっても、結果的加重犯ではなく「過失結果犯」の成否が問われた事案では、大審院は専ら予見可能性の論理（②）だけを示して因果関係を肯定している。大判昭和 6 年 10 月 26 日刑集 10 卷 494 頁は、交通事故で自車を被害者に衝突させた結果、脳梅毒症に罹患していた被害者が脳振盪により死亡した事案につき、「街路の行人中に病弱者の存することは常在の事実にして必ずしも異常の事態に非」ず、として因果関係を肯定した。これは、通行人の中には一定の確率で病弱者が含まれ、人に衝突したときその衝突相手が病弱者だったという事態に遭遇することも普通にあり得ることだから、「誤って衝突した相手が脳梅毒患者であったためその致死結果を招いた」という本件経緯も、行為

¹⁾ 福田平「結果的加重犯と因果関係」法時 32 卷 12 号 41-42 頁（1960 年）参照。

者の不注意な運転行為から予測可能な範囲内の出来事だ、という趣旨である。つまり、仮に「折衷的相当因果関係説」に立ち、一般に認識可能な事情（及び行為者の特別知識）だけを判断基底に据えて因果関係を判定するとしても、「事故に巻き込んだ当該被害者の持病の存在」を問題にするのではなく、「たまたま事故に巻き込んだ相手（つまり日常的に遭遇する交通関与者という母集団の中の一人）に持病があるという一般的確率」を問題にするのであれば、被害者の素因競合事例において相当因果関係は広く肯定されることになる²⁾。

このように判例は、大審院以来³⁾、被害者の素因競合事例であっても過失結果犯が問題となっている限り、条件説的な論理（①）を全く示さず、（かなり粗い形であるが）現実の具体的因果経過に対する予見可能性（②）の存在を専ら問題にしていることがわかる。そして、この「具体的因果経過の予見可能性」の存否は、結果的加重犯の事案に対する判例【1】【2】においても問題関心から除外さ

²⁾ このように、被害者の素因競合事例に対する旧来の折衷的相当因果関係説からの結論は、決して一義的に決まるものではない。藤木英雄『刑法講義総論』102頁（弘文堂、1975年）、豊田健「過失の因果関係」荒木友雄編『刑事裁判実務大系第5巻交通事故』136-138頁（青林書院、1990年）、*Florian Block, Atypische Kausalverläufe in objektiver Zurechnung und subjektivem Tatbestand*, 2008, S.100.また井上祐司『因果関係と刑事過失』31-32頁（成文堂、1979年）は、相手の健康状態を事前に確認したわけでない以上、たまたま相手に持病があつて死亡させる「一定のリスク」を無視すべきでなく、一般人に予見できない被害者の特異体質を「折衷説が当然のごとく...判断基底から除くものであるかのように考える必要はない」とする。

³⁾ 被害者の素因競合事例において過失結果犯が問われた事件（いずれも交通事故の被害者の予後不良事例）では、戦後の下級審判例も同様に、予見可能性の論理（②）だけを援用して因果関係を肯定する。札幌高判昭和49年2月12日刑月6巻2号113頁（69歳の被害者が衝突事故による受傷後に多発性外傷等に基づくストレス胃潰瘍を併発し、胃の全摘手術の4日後に全身衰弱のため急性肺炎を併発して死亡した事案につき、「衝突事故に基く傷害」から「何らかの余病を併発して死亡するに至ることは社会通念上決して稀有のことではな」と判示）、東京高判昭和54年2月8日刑月11巻1=2号28頁（73歳の被害者が衝突事故によって頭部に「重症で予後の推定不能」と診断される重い傷害を負い、長期間の入院・臥床によって全身衰弱をきたし肺結核病巣が再燃して事故8か月に死亡した事案につき、「本件のような自動車の衝突事故による傷害によって、被害者が...余病を併発して死亡するであろうことは、社会通念上稀有のことではなく、一般人においてこれを予見することも十分可能」と判示）、東京高判昭和60年6月17日判時1177号143頁（59歳の被害者が交通事故で左下腿開放骨折等の傷害を負い、事故の影響で肝臓後部にも抵抗減弱部を生じていたところ、骨折治療のため投薬された薬剤に対する過敏症が加わり後腹膜部の出血で死亡した事案につき、本件のような衝突からは相手の身体の枢要部に重大な傷害が生じ「...当該傷害に基づき、あるいは当該傷害に伴って派生した二次的症状に基づき、被害者が死亡することのあり得べきことは、経験則上容易に予見し得る」と判示）、東京地判昭和63年8月19日判時1289号159頁（68歳の被害者が本態性高血圧及び年齢から腎不全に移行する予備段階にあったと見られるところ、衝突事故による骨折の手術後に腎不全・肺水腫に至って死亡した事案につき、「その因果の仮定は、社会通念上通常あり得べきことの範囲の関係にあ」と判示）。

れておらず、むしろその必要性が意識されていたと見られるのである⁴⁾。

2 大審院時代 (2) - 転向? 消えた「予見可能性の論理」

その後、判例【1】【2】とは判示の重点が異なった2件の大審院判例が現れる。判例【4】と【5】がそれである。

判例【4】(大判大正14年12月23日)は、被害者A(59歳)と口論になった被告人Xが、Aの頭部の辺りを手で突いて座敷から土間に転落させ、更にAの頭部を2,3回殴打して組み合いになり、Aの左耳に微傷を負わせてAを憤激させたところ、動脈硬化による脳血管硬化があったAが脳出血の発作を起こして死亡するに至った、という事案に関わるものである。大審院は傷害致死罪の成立を認めたが、その際に次のように判示した。

「被害者の死亡の一因たる精神の興奮は被告人の不法なる暴行に基因」しているから「暴行と死亡との間に因果関係」が認められるのみならず、「傷害致死罪の犯意には不法なる暴行の故意あるを以て足り、其の結果たる死亡を認識し得たることを要せざるものなれば、縦令被告人が本件犯行の当時被害者の脳血管硬化症に罹れることを知らず、従てその死亡を認識し得ざりしとするも」傷害致死罪の成立は妨げない。

この判旨の前半部分は、Aの脳出血を惹起したAの精神興奮がつまるところXの暴行に基因しているとするもので、判例【1】【2】にも見られた条件説的な論理(①)である。これに対し、判旨の後半部分は、行為者に傷害致死罪の基本犯行為である暴行の自覚さえあれば、「行為者が被害者の素因を知らず、従って被害者の致死結果が予見不可能だった」場合でも傷害致死罪が認められる、とするものであり、ここでは、判例【1】【2】が問題にしていた「現実の因果経過に対する(行為者の)予見可能性」(②)が傷害致死罪の成立にとって「不要」と宣言されたように見えるのである。しかし、被害者の属する年齢層などから見て、脳血管硬化症のため精神の興奮状態が引き金となって脳出血を起こす危険のある者は一定割合存在する、という事情を前提とするならば、判例【1】【2】

⁴⁾ これらの判例は(少なくとも実質的には)「相当因果関係」を判断したものだという評価も学説上見られたところである。草野豹一郎『刑法要論』45-46頁(有斐閣,1956年),下村康正『総合判例研究叢書刑法(7)』73頁(有斐閣,1957年),大塚仁『刑法論集(1)』120頁(有斐閣,1976年),内田文昭『刑法概要上巻』381頁(青林書院,1995年),大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第10巻』452頁〔渡辺咲子〕(青林書院,第2版,2006年)など参照。

と同様、本件でも、②の論拠を援用することがあり得たのではないだろうか。大審院はなぜ、具体的因果経過に対する予見可能性の存否を、ここで意図的に不問にしたのか。

この判示の原因は、本件の事案にある。本件では、Aの致死原因となった脳出血という傷害が「心因的に」生じている。もしXに、「Aが心因性脳出血を起こす」という傷害結果それ自体についての故意があれば、傷害致死罪の成立に問題はない(相手に暴行を加えるという挑発を通じて相手の心因性脳出血を誘発するという「傷害行為」を基本犯行為と見て、傷害致死罪の成立を認めることができる)。しかし、「Aが心因性脳出血を起こす」という予見・認識がXになれば、Aを土間に転落させ2・3回殴打し組み合ったという「暴行」(物理力の行使)の方を基本犯行為と見て、「暴行致死」としての傷害致死罪の理論構成を試みるしかない。しかし、Aの心因性脳出血を招いた精神興奮は、専ら、Xの暴行に備わっていた「心理的挑発の側面」に起因しており、Xの暴行の「物理力行使の側面」が結実したものではない(Xの暴行の物理力行使としての側面は比較的軽微なものであり、Aの「耳の微傷」を生じただけである)。そうすると、果たしてこれが「暴行致死」と言える場合なのか、疑問が生ずる。

そこで大審院は、(ア)暴行の持つ「物理力行使」(物理力の接触によって相手の身体に直接に生理的機能障害を生じさせる)という側面が致死結果に結実した、と認められる場合にだけ「暴行致死」としての傷害致死罪を認めるのか、それとも、(イ)専ら「心理的影響」(暴行という物理力行使が、同時に脅迫・侮辱・挑発などのメッセージとして相手の心理に作用する)という側面が致死結果に結実した場合であっても「暴行致死」としての傷害致死罪を認めるのか、という二者択一の決断を迫られたのである(傷害致死罪の基本犯行為となり得る「暴行」の範囲の問題)。そして大審院は、本件で(イ)を採用し⁵⁾、物理力としては比較的軽微であり、その物理力自体か

⁵⁾ この考え方は現在の実務でも維持されている。岩山伸二「3歳の幼児に継続的な虐待を加えた結果、同児がストレスによる十二指腸潰瘍を発症し、これに起因する腹膜炎により死亡した事案に対し、傷害致死罪を適用した事例」研修696号117頁以下(2006年)は、被告人Xらが、3歳9ヶ月の被害者Aに苛烈な虐待(手拳での顔面・頭部への執拗で手加減のない暴行、タバコの火による100箇所にあぶ火傷など)を加えた結果、Aが過度のストレスにより十二指腸潰瘍穿孔に基づく汎発性腹膜炎を発症して死亡した事件につき、Xらの継続的な虐待行為全体を実行行為(暴行)として傷害致死罪の成立が認められた事例(大分地判平成17年9月27日判例集未掲載)を紹介している。この事案は、Xらの暴行が非常に執拗・苛烈であった点で判例【4】の事案とは異なるが、被害者Aの死因となった傷害が専ら心因性の疾患であったという

らは重大な生理的機能障害が生じないような暴行であっても、それが「暴行」である以上は「暴行致死」の基本犯行為となり得ることを認めたのである。

しかしそうすると、本件において、判例【1】【2】と同じような形で、「被害者の持病はよくあるものだから、致死結果に至ることも予測できた」という②の論拠を持ち出すことは難しくなる。というのも、本件で②の論拠を組み立てようとするならば、「脳血管硬化症のため、わずかな精神興奮でも脳出血を起こす危険があるような人は一定程度いるのだから、今回の A の心因的脳出血による死も、およそ人を侮辱・挑発して興奮させる行為から予測可能な範囲内の出来事だった」、といった論法を試みなければならない。しかしこの論法は、X の行為の物理力行使（「暴行」）としての側面を完全に捨象して成り立っており、いわば「侮辱・挑発致死」が「傷害致死罪」になるということを正面から認めた論理になってしまうのである。このような論理を正面から是認するわけにはいかない。そこで大審院は、「現実の因果経過に対する予見可能性」(②)の存否は問題ではないとし、「行為者が被害者の素因を知らず、従って被害者の致死結果が予見不可能だった」場合でも傷害致死罪が認められる、という一般論を述べたのだと考えられる（以下この一般論を、③「素因の認識不要論」と呼んでおく）。つまり、この大審院の「転向」は、被害者の致命傷が心因性だった場合でも「暴行」が認められる以上これを基本犯とした「傷害致死罪」の成立を認める、という考え方をとったために生じたのであり、「現実の因果経過の予見可能性」(②)の要否それ自体を正面から再検討した結果、判例【1】【2】と相反する一般論を改めて定立し直すに至った、というようなものではないと考えられるのである⁹⁾。

大審院の「転向」を伝えるもう 1 件の判例が、判例【5】(大判昭和 3 年 4 月 6 日)である。本件は、被告人 X が精神異常のあった被害者 A (X の養母) と争いになり、1 月の酷寒の戸外に A を押し出して施錠したところ、A が家の外に寝臥し

点では共通性がある。

⁹⁾ これと同種事案に関する裁判例として、判例【11】(福岡高判昭和 31 年 10 月 3 日)をはじめとした複数の下級審判例がある。被告人 X が、被害者 A (わずかな興奮で心臓麻痺をおこしかねない心臓慢性肥大症を患っている) の顔面付近を平手で 1 回殴打し、怒った A が X に殴りかかって争闘となった際に A が心臓麻痺を起こして死亡した事案につき、福岡高裁は判例【4】と同様に、「他の原因と相俟って死の結果を惹起した場合」も因果関係はある、という条件説的論理(①)を示して傷害致死罪を認めた。同様の裁判例として、ほかに判例【13】(東京高判昭和 32 年 10 月 29 日)、判例【15】(札幌高判昭和 35 年 11 月 16 日)、判例【17】(山形地米沢支判昭和 37 年 7 月 6 日)がある。

て肺気腫が悪化し死亡したという(尊属)不保護致死の事件である。弁護人は、判例【1】が「相当因果関係説」を採用したものと述べた上で、Aの肺気腫は鑑定で初めて発覚したものであって行為当時は誰も知り得ず、かつ、通常ならば「単に一夜の保温を欠いて死亡する」ような経緯は予見不可能であるから、Xの遺棄行為とAの死亡との間には相当因果関係がない、と主張した。これに対し大審院は、「凡そ結果的加重犯」においては、「苟も基本たる犯罪行為と重き結果との間に、若し前者なかりしならむには後者なかりしなるべしとの関係」があれば、その行為が結果の「直接の原因を成すと否とを問わず」犯罪が成立すると判示し、Xにも一般人にもAの肺気腫が認識できなかつたとしても、Xの遺棄(不保護)の行為がなければAは死亡しなかつたという関係がある以上、(尊属)不保護致死罪が成立すると結論づけた。更に加えて、同罪の故意としては、「必要なる保護を缺」いているという不保護の態度の自覚があれば足り、被害者の「生命身体に対し危害を加ふるの認識あること」は不要である、との判断が示されている。

この判旨には、判例【4】と全く同じく、条件説的な論理(①)と、素因の認識不要論(③)とが現れている。その点を別にすれば、判例【5】に見られる特徴としては、不保護致死罪の故意において「生命身体に対し危害を加ふるの認識」(=相手の生命・身体に対して現実的危険が発生することの認識)は不要である、と明言した点を挙げることができる。これは素因の認識不要論(③)と連動している。というのも、行為者において「被害者の素因の存在」について認識があれば、それはほぼ必然的・自動的に、「自分自身の行為に相手を死亡させる現実的危険性があること」の自覚になるからである。では、大審院が「生命身体に対し危害を加ふるの認識」(致死傷結果に至る現実的危険の認識)を「不要」とした根拠は何か。大審院が判示しているのは、そのような認識は殺人罪・傷害罪の(未必の)故意と変わらないから、これを故意として要求すると遺棄(不保護)致死罪の成立範囲がなくなる、というものである。これが十分納得のいく根拠なのかは別論として、大審院が「致死結果の現実的危険の認識=被害者素因の認識」を不要としたのは、本件で問題となった「遺棄(不保護)致死罪」という犯罪に固有の事情を理由とするものだった、という点は注目し得る。つまり判例【5】においても、判例【1】【2】の論理に敢えて異を唱え、およそ結果的加重犯の成立全般において「具体的因果経過の予見可能性」(②)は不要である(問

題にならない), と考え直すべき理論的根拠は示されていないのである。

3 最高裁時代 (1) - 被害者の素因競合事例における判例の確立

最高裁判例も, 被害者の素因競合事例において例外なく因果関係を認めている。この事例群に限っては, その理論的な説明・根拠づけの仕方は別論として, 「行為者の行為と被害者の持病・特異体質とが相まって致死結果が生じた場合には, 刑法上の因果関係がある。」という明確な「場合判例」(「〇〇の場合には××とする」という類型的・画一的処理を指向する法理)が確立していると言ってよい⁷⁾。

最初の最高裁判例は判例【6】(最判昭和22年11月14日)であり, 事案は, 脆弱性骨質で肋膜癒着のある被害者A(69歳⁸⁾)と口論になった被告人Xが, Aをその場に突き倒してその左背部を数回蹴り, 又は踏みつける暴行を加えたところ, Aが肋骨骨折肺臓損傷の傷害を負い, 気胸の続発による心臓衰弱によって翌日死亡したというものである。弁護人は, Aは数年前の肋骨の骨折と胸膜疾患及び脆弱性骨質により, 少しの力で骨が破損し, 骨片で容易に胸膜が破傷する状態にあったから死亡に至ったもので, Xの本件行為は, 通常人ならば傷害に至らない程度の行為だったと主張して因果関係を争ったが, 最高裁は, 「他の原因が相まって結果が発生した場合でも其行為は結果の発生に原因を与えたものと言うべき」である, として傷害致死罪を認めた。これは, 大審院判例にも見られた条件説的論理(①)であり, 最高裁は, おそらく判例【4】【5】の判示を承けて, この①の論理のみを前面に出したものと見られる⁹⁾。更にここでは, それ自体では通常「致命傷」を形成しない程度の暴行・傷害であっても, 当然に傷害致死罪の基本犯となり得ることが確認されている。この論理を, 以下では④「致命性不要論」と呼ぶことにする。

その後, 最高裁は, 判例【8】(最判昭和25年3月31日), 判例【12】(最決昭和

⁷⁾ 小島裕史「因果関係」小林充=香城敏磨編『刑事事実認定(上)』237頁(判例タイムズ社, 1992年), 大野市太郎「因果関係」石川弘=松本時夫編『刑事裁判実務大系第9巻身体的刑法犯』120頁(青林書院, 1992年), 長瀬敬昭「被害者の病変と因果関係」大塚仁=佐藤文哉編『新実例刑法(総論)』61頁(青林書院, 2001年)。

⁸⁾ 判文中に引用されている医師の剖見事実による(刑集1巻1号9頁)。しかし原審の判示中では67歳となっている(同10頁)。

⁹⁾ もっとも, 本件ではXの暴行の物理力行使としての側面がAの致死結果に結実しているので, 判例【4】の場合とは異なり, Aの年齢等の外観からして「軽微な暴行でもAに存在し得る何らかの持病と相まってAが死亡するに至る」という現実の経緯が行為者・一般人に予見可能だった(②の論拠), と言えなくもない事案だった(大塚編・前掲注4)453頁〔渡辺〕参照)。

32年3月14日）、判例【16】（最決昭和36年11月21日）において、いずれも弁護人から「被告人の暴行それ自体は通常ならば人を死亡させるものではない」との主張がなされた事案につき、傷害致死罪の成立を認めている（つまり、いずれの判例も「致命性不要論」（④）に依拠している）。

判例【8】は、被告人Xが、立ち上がろうとした被害者A（56歳）の左目のところを右足で蹴りつけたところ（左目の傷害は通常ならば10日くらいで治癒する程度）、Aは脳梅毒に罹患して脳に高度の病変があったため、脳組織が崩壊し数日後に死亡した事案につき、「被告人が行為当時その特殊事情〔=Aの脳の病変〕のあることを知らずまた予測もできなかったとしても、その行為がその特殊事情と相まって致死の結果を生ぜしめた」以上、因果関係は認められるとした。ここでは、「行為者が被害者の素因を知らず、また、〔その素因の存在を〕予測不可能だった場合」でも因果関係は認められる、という論理（判例【4】に見られた「素因の認識不要論」（③）に類似した論理¹⁰⁾）が現れている。

判例【12】は、被害者A（48歳）の乱行をいさめるよう頼まれた被告人Xが、Aに意見してAの頬部を平手で1回殴ったところ、Aがもっと殴れと言い寄ってきたので、更にAの両頬及び周辺部を力強く平手で3回殴った結果、脳底部動脈硬化症を患っていたAがクモ膜下出血により即死した、という事案に関するものである。最高裁は、「被告人の暴行（ビンタ）によって即死する例はない」（通常は致死性のない軽微暴行である）という弁護人の異論を退け、傷害致死罪を肯定した原審判断を「正当」としている。原審は、「傷害致死罪における致死の原因たる傷害」には「他の原因と相俟って」死亡結果を招来したものも含む、と判示しており（東京高判昭和31年5月24日刑集11巻3号1079頁（1080頁参照））、ここでも条件説的論理（①）が援用されていることがわかるが、しかしこの原審の判示は、条件説的論理が援用されるべき場面をさしあたり「傷害致死罪」に特化している（過失結果犯なども含めた結果犯全般において条件説的論理が妥当するわけではないことを示唆している）、という点に注意を要する。更にその後、判例【16】も、心臓に重篤な病変があった被害者が、襟を掴まれ首を絞めつけられて転倒した結果、心筋梗塞で死亡したという事案につき、判例【6】を先例として引用し、因果関係を認めている。

¹⁰⁾ 判例【4】は、「行為者が被害者の素因を知らず、従って被害者の致死結果が予見不可能だった」場合でも傷害致死罪が認められるとしていたのであり、厳密には同じではない。

この一連の判例の「総括」と言えるのが、判例【18】（最判昭和46年6月17日）である。判例【18】は、心臓に高度の病変のあった被害者の鼻口部を圧迫して急性心臓死させた、という強盗致死罪の事案につき、判例【6】【8】【12】【16】を先例として引用しつつ因果関係を肯定した。判例【18】が特に重要な意義を有するのは、最高裁が判例【16】と【18】の間の時期に、「第三者の行為介入事例」で因果関係の存否が問われた「米兵ひき逃げ事件」において、相当因果関係説的な判示に基づき業務上過失致死罪の因果関係を否定して見せたからである（最決昭和42年10月24日刑集21巻8号1116頁）。そこで判例【18】の原審（東京高判昭和45年3月6日高刑集23巻1号239頁）は、米兵ひき逃げ事件最高裁決定が「折衷的相当因果関係説」を採用したものと考え、自らも折衷的相当因果関係説を採用してAの心臓疾患を判断基底から除外し、Xの因果関係を否定した。これに対して判例【18】は、「被害者の素因競合事例」において積み重ねられてきた過去の諸判例（判例【6】【8】【12】【16】）の方を引用し、原審がこれらの諸判例に「違反」していると明示的に認めた上で、原審判断を破棄したのである。そのため、判例【18】において最高裁は（米兵ひき逃げ事件以降）再度一転して条件説的立場へと回帰したとか¹¹⁾、最高裁判例の基調にある法理は依然として条件説だったとかいうような分析もなされた¹²⁾。しかし、仮に判例【18】が「条件説」の立場を再確認したものだとしても、「被害者の素因競合事例」と「第三者の行為介入事例」とでは事案が異なるのだから、米兵ひき逃げ事件決定と判例【18】との間に、これらの論者が主張するような判例の回帰・変更、相互抵触などはないと言えよう。

さて、判例【18】によって、「被害者の素因競合事例」を射程とする最高裁の判例法理が、いわば総括的に確認された。その判示内容は、「特殊事情とあいまって」致死結果を招いた場合でも因果関係は認められる（①条件説的論理）、「被告人が行為当時その特殊事情のあることを知らず、また、致死の結果を予見することができなかつたとしても」因果関係は否定されない（③素因の認識不要論）、「被告人の本件暴行が、被害者の…特殊の事情さえなかつたならば致死の結果

¹¹⁾ 永井登志彦「判批」判タ270号102頁（1972年）、大谷實=上田健二「判批」法セ197号130頁（1972年）。

¹²⁾ 石堂功卓「判批」刑法判例百選I総論第3版25頁（1991年）、岡野光雄『刑法における因果関係の理論』125頁以下（成文堂、1977年）、奈良俊夫「条件説の意義」現刑3巻6号47頁以下（2001年）など参照。

を生じなかったであろうと認められ」るようなものであっても、傷害致死罪は成立する（④致命性不要論），という3つの命題から成っている。その後、判例【19】（名古屋高判昭和46年8月10日）などの下級審判例も、判例【18】が示した命題をそのまま引用しながら、被害者の素因競合事例において傷害致死罪の成立を認めていく。

4 最高裁時代（2） - 法理の適用範囲の伸張

判例【20】（最決昭和49年7月5日）以降、行為者の行為当時に被害者の持病・特異体質が存在していたという単純な「被害者の素因競合」の事例ではなく、行為後に若干の紆余曲折や人の行為などが介入した事例に対しても、判例【18】の示した上記法理が適用されるようになる。

判例【20】は、被告人Xが被害者A（81歳）を転倒させ、十数回足蹴にして左胸部打撲・血胸等の傷害を与えたところ、傷害の治療のために投与されたステロイド剤の作用でAの持病である結核性病巣が悪化し、Aが結核性心膜炎で死亡するに至ったという事案につき、判例【6】【8】【16】【18】を引用し因果関係を認めた原審判断を「正当」として是認している（傷害致死罪）。本件では、「Xによる傷害」と「Aの持病である結核性病巣」とが直接に結びついて相乗効果を発揮したわけではなく、Xの行為後に「医師によるステロイド剤投薬」という第三者の行為が介入して初めて「傷害」と「持病の病巣」の致死的作用がいれば「合流」したのであるから、これは単純な「被害者の素因競合事例」ではなく、行為後に合併症を併発した「予後不良事例」でもあり、また、医師の特に落度のない治療行為が介入したという「第三者の（無過失の）行為介入事例」でもある。しかし、判例【20】及び原審は、本件も端的に被害者の素因競合事例の「一種」と見て、判例【18】等と同じ法理を適用してこれを処理しているのである。

また、その後の判例【23】（仙台地判平成20年6月3日）は、被告人Xが被害女性A（18歳）に対して背部を足蹴にし、顔面・腹部を手拳で殴打する暴行を加えたところ、Aが裸足のまま約158mにわたって走って逃げ、左冠状動脈開口部の先天的位置異常のために急性循環不全を起こして路上に転倒し死亡した、という事案につき、判例【18】を引用しながらXに傷害致死罪を肯定している。本件事案も、Xの行為後に被害者Aの逃走という行為が介入した事例であり、

その逃走行為の影響が特異体質と「合流」して致死的作用を發揮したものであって、単純な「被害者の素因競合事例」ではないが¹³⁾、判旨は、「暴行と特殊事情があいまって致死の結果を生じさせれば因果関係を認める余地がある」として条件説的論理(①)を踏襲している。更に注目には値するのは、Xは以前からAの脆弱な体質を認識しており、「Aの脆弱な体質とあいまって生死に関わるような重篤な症状を招来する」という現実の因果経過がXにとって「予見できなかったとはいえない」と判示して、「行為者の予見可能性の論理」(②)も明示的に援用している点である。

5 小括

以上で見たところから、被害者の素因競合事例における判例には、次の4つの重点が認められた。

第一に、その判示の文言上、条件説的論理(①)が採用されている。

第二に、行為者が被害者の素因を認識していたか否かは問題とされていない(③素因の認識不要論)。

第三に、行為者の暴行それ自体が普通に見れば致命性を持つものでなかったとしても、その暴行を基本犯行為とした傷害致死罪の成立が認められている(④致命性不要論)。

第四に、素因の認識不要論(③)と表裏一体をなす事柄であるが、「自分の暴行と被害者の素因とが競合して致死結果に至る」という現実の因果経過が行為者にとって予見可能だったことは、傷害致死罪の成立にとって必要でない(「行為者の予見可能性」(②)は不要)、という考え方がその根底にある。

これらの重点を表面上まとめると、被害者の素因競合事例における結果的加重犯の成否に関わる諸判例は、結局のところ、学説の多数も批判してきたように「条件説」かつ(発生結果についての)「過失不要説」の組み合わせを採用しているようにも見受けられる。しかし、もしそうだとすると、2つの点で問題がある。

第一に、判例上「因果関係」という名称・カテゴリーの下で判断が下され解決が試みられてきた数々の事例群の中で、「条件説」的な論理が判示に現れてい

¹³⁾ 前田雅英「因果関係判断における学説と実務の関係」警論 63 卷 5 号 137 頁 (2010 年)。

るのは、「被害者の素因競合事例」であり、且つ「結果的加重犯の成否」が問われているというこの問題領域に限られている。そうすると、このような条件説的処理は、刑法上の「因果関係」を問題にした判例の中でも一風変わったものとして、他の事例処理との間で理論的な「不整合」を来しているのではないか。このような疑問である。

第二に、結果に対する過失（予見可能性）は本当に不要だと考えてよいのか、という疑問である。このような「過失不要論」は、明らかに責任主義に反するようにも思われる。現に、過失結果犯の成否が問われた事例においては、判例は「行為者の予見可能性」(2)の存否を問題にしているのである。そうだとすると、結果的加重犯においては、結果に対する過失（予見可能性）を要求しなくても、別の形で責任主義が貫徹されていると考える余地があるのだろうか。あるいは、本稿で見た諸判例においては、事実上、結果に対する過失（予見可能性）が行為者に認められるような事案だけが問題となっていたのであって、判例は実は、結果に対する過失（予見可能性）を暗黙のうちに要求してきた、ということなのだろうか。この点を明らかにする必要がある。

そこで、章を改めて、これらの疑問点について若干の検討を加えることにしたい。

III 検 討

1 「因果関係」法理の整合性

上述のように、「被害者の素因競合事例」において「結果的加重犯」の成否が問われた事例に限っては、判例は条件説的論理を採用しているように見える。これは、「因果関係」の存否を問題にしてきた他の諸判例との間で「不整合」を来していないのだろうか。

確かに、「被害者の素因競合事例」と、因果関係が問われてきたその他の諸事例（第三者、被害者自身の行為介入事例など）とでは事案が異なる。従って、それらの事例間で適用される法理が異なっても、「判例」として相互の抵触・不整合があるわけではない（直ちに「判例違反」が問題とされるようなことはない）。「事案が異なるから不整合はない」というのが、考えられる第一の回答である。

しかし、同じく「因果関係の問題」だと自覚されている事例群の中で、一部の事例においてだけ「条件説」の論理が出てきても、他の諸事例とは「事案が異なる」のだから別に問題はない、と言って済ませてよいのだろうか。これでは、他の事例群における処理との間の「実質的な整合性」が全く保証されない。この整合性を実現するためには、(1) 一見すると「条件説」的に見えるこれらの判例も含めて、できる限り全ての「因果関係」判例が、実は条件説とは異なる何らかの「上位理論」によって整合的に説明されるか、(2) 「因果関係」が問われる数ある事例の中でも、特に「被害者の素因競合事例」で「結果的加重犯」の成否が問われる事例に限って厳格な条件説的基準が用いられることの実質的な正当化根拠が示されるか、どちらかの「説明」がなされることが理想であろう。現に学説は、(1)、(2)の説明が可能であるかをそれぞれ検討・追究している。

(1) 「因果関係」の問題全域をカバーする上位理論

第一に、被害者の素因競合事例の解決も、他の因果関係問題の解決もカバーする上位理論として、「危険の現実化」という判断枠組みが近時主張されていることは周知の通りである。一見「条件説」のように見える判例の結論は、危険の現実化論の判断枠組みによって説明可能である。行為者の行為に内在する「危険性」（当該行為から典型的に生ずることが予測・危惧される事態）を考える際に、行為時点で客観的に存在している事情（被害者の素因）を前提にするならば、判例が示しているのと同じ結論に到達するからである。例えば、判例【8】の事案に照らして考えるならば、「被害者の脳梅毒症」という持病を前提にした上で、行為者の暴行行為に内在する危険性（そこから典型的に展開することが予測・危惧される経緯）を想定することになる（「行為の危険性」の想定）。この場合、顔面・頭部付近に強い衝撃が加えられると、脳の病変が増悪して致死的経緯をたどることも当然危惧されるので、行為者の「左目付近を蹴りつける」行為に内在する危険性（行為時の事前判断において予測される経緯）としては、「その衝撃によって脳の病変が増悪し、死亡するに至る」という展開も考えられることになる。そして、現実に発生した因果経過も、「行為者の暴行の衝撃に起因して脳組織が崩壊し、被害者が死亡するに至った」というものだったのだから、これは正しく、行為から展開されることが予測・危惧されていた等の経緯と合致している（危険の現実化）。従って、因果関係（危険の現実化）が肯定されることになる。

このように、「危険の現実化」の判断枠組みに従って考える場合にも、そもそも「行為の危険性」(=行為から展開することが典型的に予測・危惧される経緯群)を考える段階で、どのような事情を前提にしてそれを考えるのかを決めなければならないのであり、これは、従来型の相当因果関係説が主観説・折衷説・客観説に分かれて争っていた「判断基底の設定の仕方」と同じ問題なのである。そうすると、判例の立場は、従来の「客観的相当因果関係説」と同じ思考方法に立ち、行為時点において客観的に存在した事情を判断基底に含めた上で「行為の危険性」を考えるものとして、これを説明することができる¹⁴⁾。

しかし、このような「客観説」的な説明に対しては、「危険の現実化」の判断枠組みにおいて「行為の危険性」判断が有している意義に反する、との異論もあり得る。「危険の現実化」をいわゆる「客観的帰属論」にいう客観的帰属と実質的に同じ内実のものと考え、行為時の事前判断において発生することが予測・危惧された経緯群と、事後的に判明した現実の経緯とが合致した場合(現実の経緯が「行為だけを見ても既に予測できた経緯の一つだった」といえる場合)に因果関係を認めるのが「危険の現実化」の判断である、と考えるならば、そこにいう「行為の危険性」とは、あくまで行為時に立つ事前判断の見地から、「行為から今後展開することが典型的に予測される経緯群」を想定することに他ならない。そうすると、この「行為の危険性」を想定する際に、事後的に初めて判明した被害者の素因等の事情を前提にすることは、その本旨に沿わないことになる¹⁵⁾。

もっともこの点は、「危険の現実化」という判断枠組みの捉え方次第でもあるので、この異論がいうように、「行為の危険性」判断に際しては行為後に判明した事柄をおよそ考慮に入れてはならないと言い切れるかも疑問であって、なお

¹⁴⁾ 小林充「刑法における因果関係論の方向」白山法学創刊号 16 頁(2005 年)、山口厚『刑法総論』61 頁(有斐閣、第 2 版、2007 年)、同『基本判例に学ぶ刑法総論』7 頁(成文堂、2010 年)、成瀬幸典=安田拓人編『判例プラクティス刑法 I 総論』52-53 頁[杉本一敏](信山社、2010 年)、佐伯仁志『刑法総論の考え方・楽しみ方』77-78 頁(有斐閣、2013 年)、松原芳博「事案解決のための思考方法」法セ 701 号 23-24 頁(2013 年)など参照。また、H.L.A.ハート=トニー・オノレ(井上祐司ほか訳)『法における因果性』207 頁、362 頁(九州大学出版会、1991 年)も、行為時に存在した客体の事情・状態は行為がなされる「舞台の一部」をなしているから、当然これを前提にしなければならない(被害者を「あるがままに受けとる」として、この「客観説」的な判断基底設定と同趣旨の法理を確認している。これに対する批判として、Alan Norrie, *A Critique of Criminal Causation*, *The Modern Law Review* 54, 1991, pp699-700.

¹⁵⁾ 山中敬一『刑法における客観的帰属の理論』55-60 頁、539-540 頁(成文堂、1997 年)は、「行為の危険性」判断の「事前判断」性を強調し、事後的に初めて判明したような行為時の客観的存在事情を「行為の危険性」判断の前提にすることを厳しく批判する。

検討を要する。しかし少なくとも、「危険の現実化」によって判例全てを説明することに對しては異論があり、仮に説明が可能だとしても、そのときには、そこにいう「危険の現実化」の理論的な内実が相当希薄なものとなり、判断のための「形式的な枠組み」か、場合によっては「説明のための方便」に止まるものになる、ということは否定できないように思われる。

(2) 被害者の素因競合事例に固有の事情

そこで、条件説的な論理に従って厳しい因果関係判断がなされなければならない固有の事情・理由を「被害者の素因競合事例」に見出す、というアプローチが模索されることになる。この点、(a) 被害者は「一人一人個性を持った個人」として尊重されるべきであり「特殊な素因をもった被害者もそのような人として刑法上扱われるべきである」、(b) 被害者の素因競合事例において因果関係を否定し、行為者を不問とするならば、素因に由来するリスクを被害者自身に負担させる（素因のリスクを回避するための義務を間接的に被害者に課す）という結果になって公平に反する、といった考慮が判例の背後にあるのではないかと指摘する見解があり¹⁶⁾、注目されるところである。

この見解が指摘している (a)・(b) いずれの点に関しても詳細な原理的検討が必要となるが、まずもって問題となり得るのは、行為者の刑法上の罪責が、関係当事者間での「リスク負担・配分」という発想によって直接基礎づけられ得るのか、という点であろう。関係当事者間でのリスク配分という価値判断は、それ自体において、そのまま刑事責任を基礎づけるものとはなり得ず、いったん「行為者当人に対する責任帰属の可能性」の評価に転換・翻訳されなければ（行為者への責任非難可能性というフィルターをくぐらせ、その観点から捉え直されなければ）、およそ刑法上の罪責評価へと行き着かない（行き着くべきではない）のではなかろうか。

(3) 小括

ここまで、「被害者の素因競合事例」における判例の現状を説明するための、二つのアプローチをざっと見てみた。これらの説明では判例の現状を説明・正当化するのになお十分でない、と考えられた場合には、更に別の方法を考える

¹⁶⁾ 佐伯仁志「因果関係論」山口厚ほか『理論刑法学の最前線』25頁（岩波書店、2001年）、同・前掲注14）75-76頁。また小林憲太郎『刑法的帰責』189頁以下（成文堂、2007年）、宮崎英生「交通事故被害者と因果関係論」岡野光雄先生古稀記念『交通刑事法の現代的課題』75頁以下（成文堂、2007年）も参照。

ことになろう。すなわち、(3)「因果関係」以外の観点からのアプローチである。

これまで、過失結果犯における「危険の現実化」論や、結果的加重犯の「被害者の素因競合事例」において見られた「条件説的論理」などの帰責論理は、「因果関係」を問題にしたものとして（因果関係論という土俵で議論されるべき論理として）理解されてきた。「因果関係論」という問題領域においては、全ての結果犯に共通する論理が要求される。しかし、既に見たように、同じ「被害者の素因競合事例」であっても、過失結果犯と結果的加重犯とでは採用されている論理が異なっているのである。そうすると、判例に現れている「危険の現実化」論や「条件説的論理」による帰責の判断は、全ての結果犯に共通する形で行われるべき「因果関係」の存否の判断を示したのではなく、実は、過失結果犯、結果的加重犯それぞれに固有の責任非難の構造を反映した帰責判断なのではないだろうか。そうだとすると、結果的加重犯における「被害者の素因競合事例」に関して見られた判例の問題の核心も、客観的な「因果関係」の存否ではなく、むしろ、結果的加重犯における「責任帰属」のあり方にあるのではないか。本稿はこのように考えるのである。以下、この観点から、若干の検討をしてみよう。

2 過失（予見可能性）不要論の可否

(1) 事例類型

上述の通り、判例は一見すると「結果的加重犯の成立にとって、結果の予見可能性は不要である」という考え方に立っているように見受けられ、学説はこれを「責任主義」に反するものとして批判し続けてきた。しかし、判例が本当に「予見可能性不要説」なのか、そして本当に「責任主義」に反しているのか、更に厳密に調べてみなければならない。逆に言うと、それでは、結果的加重犯において一体どのような成立要件を立てれば（どのような形で「予見可能性」を要求すれば）、責任主義に反していないことになるのか。

ここで、特に「傷害致死罪」だけを念頭に置き、行為時の行為者がどのような事情を認識しているか、又は認識可能であるかに応じて事例を分類すると、事例を次の [1] ～ [5] の 5 つの場合を考えることができる。なお、いずれの事例においても、行為者には、自分が暴行または傷害に該当する行為に出ていることの自覚（暴行または傷害の故意）があるものとする。

- [1] 行為者が、被害者の素因を認識している場合。
- [2] 行為者が、被害者の素因を認識していないが、認識可能性がある場合。
- [3] 行為者が、被害者の素因を認識しておらず、その認識可能性もないが、行為者の暴行・傷害行為がそれ自体「致命性」（通常、それ自体から致死結果に至ってもおかしくないという蓋然性）を有し、そのことの認識または認識可能性がある場合。
- [4] 行為者が、被害者の素因を認識しておらず、その認識可能性もない。かつ、行為者の自覚する暴行・傷害行為は「軽微」ではないが、それ自体に「致命性」がない場合。
- [5] 行為者が、被害者の素因を認識しておらず、その認識可能性もない。かつ、行為者の自覚する暴行・傷害行為も「軽微」である場合。

被害者の素因競合事例・予後不良事例において傷害致死罪の成立が認められた諸判例の事案を、この [1] ~ [5] の事例類型に分別するならば、例えば以下のようになるだろう。事例類型 [5] に該当するような、暴行・傷害それ自体が「軽微」だった場合（例えば平手で 1 回軽く頭をはたく、爪でひっかいて傷をつける、など）は、判例の事案には認められなかった（判例【4】の傷害は軽微だが、暴行自体は土間に転落させるもので軽微と言い切れない）。また、年齢が高齢であれば、（被害者が現に罹患していた持病を含めて）何らかの持病を有しているとの認識・予見可能性が行為者側に生ずるので、（一応の指標にすぎないが）「被害者の年齢が 60 歳以上」であった事件は事例類型 [2] にも含めている。ただし下表では、これらの事件につき、年齢の点を捨象して暴行・傷害の程度だけで考えた場合の分類も、重複的に表示している。また、暴行・傷害の程度が、それ自体「致命性」があると言える程度に達しているか（事例類型 [3]）、達していないか（事例類型 [4]）の区別も微妙であるから、下の判例分類に対しては当然ながら異論もあり得よう。下の表は、あくまで一応の分別の例にすぎない。

[1]	判例【1】
[2]	判例【6】【7】【11】【20】
[3]	判例【2】【14】【20】【21】【22】【24】
[4]	判例【3】【4】【6】【7】【8】【9】【10】【11】【12】【13】【15】 【16】【17】【19】【23】

それでは、事例類型 [1] ~ [5] のどの類型において傷害致死罪を認めることが、責任主義に反することになるのだろうか。

(2) 「危険性説」の主張

結果的加重犯に関する「危険性説」(「直接性説」と呼ばれる有力な見解がある。この見解は、結果的加重犯(傷害致死罪)の法定刑が、その部品に当たるはずの、基本犯の故意犯(傷害罪)と過失結果犯(過失致死罪)との観念的競合による処断刑よりもずっと重い点に着目し、結果的加重犯にはこれらの「部品」を成す犯罪に分解されない「固有の不法内容」があるのであり、それは、基本犯の行為に内在している(と、その結果的加重犯の規定を置いた立法者が考えて着目した)危険性が、現実が発生した加重結果に正に実現したという関係(危険性連関、直接性)である、と解する立場である¹⁷⁾。そして、傷害致死罪という規定が立法者によって特に設けられたのは、「暴行」「傷害」に固有の「人体に加えられた物理力の人体に及ぼす病理的な作用」¹⁸⁾が「致死結果」へと至る高い蓋然性を持っているからであり、実際の事例において(傷害罪と過失致死罪の観念的競合ではなく)傷害致死罪が認められるためには、正にこの、暴行・傷害に固有の種類の「危険性」が、現実が発生した結果に実現したと認められなければならない。その判定のためには、「その他の犯罪からも同様に生じ得る致死の危険性は除外する」ことが具体的に有益であり、例えば暴行の被害者が更なる暴行を畏怖して慌てて逃走し、そのために転倒して死亡したような場合には、この致死経過は脅迫罪など心理的強制の効果を持つ犯罪からも同様に生じ得るものであるため、暴行に固有の「人体に加えられた物理力の人体に及ぼす病理的な作用」が結実したものではないとして、危険性連関が否定される¹⁹⁾(罪責は、暴行罪と(重)過失致死罪に止まる)。

更に主観面においても、この特別な客観的要件である「危険性連関」に対応

¹⁷⁾ 日本の代表的学説として、丸山雅夫『結果的加重犯論』142頁以下(成文堂、1990年)、井田良「結果的加重犯における結果帰属の限界についての覚書」法学研究60巻2号250頁以下(1987年)、佐伯和也「結果的加重犯における『基本犯』と『重い結果』との関係について」関法52巻3号133頁以下(2002年)、林陽一「結果的加重犯と因果関係」現刑5巻4号51頁以下(2003年)、内田浩『結果的加重犯の構造』138頁以下(信山社、2005年)、榎本桃也『結果的加重犯論の再検討』36頁以下(成文堂、2011年)など参照。

¹⁸⁾ 内田・前掲注17)241頁、同「結果的加重犯の構造とその成立要件」刑法44巻3号302頁(2005年)、Georg Küpper, Der "unmittelbare" Zusammenhang zwischen Grunddelikt und schwerer Folge beim erfolgsqualifizierten Delikten, 1982, S.88; ders., Unmittelbarkeit und Letalität, Festschrift für Hans-Joachim Hirsch, 1999, S.621.

¹⁹⁾ 内田・前掲注17)236頁、同「結果的加重犯の客観的成立要件と直接性」成蹊大学法学政治学研究13号26頁(1994年)など。

した「主観的要件」が要求されることになる。傷害致死罪においては、行為者は、自分の暴行・傷害行為の中に、暴行・傷害に固有のものとされる「致死結果に至る危険性」(人体に加えられた物理力の人体に及ぼす病理的な作用)があることを、自覚していなければならない。つまり、「基本犯行為に固有の危険性を基礎づけている事情に対する故意」が必要とされるのである²⁰⁾。

さて、この危険性説に立って傷害致死罪の成否を検討した場合、どのような結論になるだろうか。本稿は、傷害致死罪に関する限り、危険性説のいう「危険性連関」という客観的要件は実益を持たないのではないかと考える。というのも、刑法上の「傷害」とは人の身体における生理的機能障害を意味する概念であり、その極限が「死亡」なのであるから、人が死亡した事例では少なくとも死亡の前に必ず(致命的な)「傷害」の状態がある。つまり、「傷害」という客観的事態は、行為者が被害者に対して最初の生理的機能障害を与えてから、それが悪化して被害者が死亡するその直前までの間、増悪しなげらずと存在し続けていることになる。そうすると、ここまでが基本犯行為としての「傷害」である、といった区切りを客観的に設定することは、何も基準がないから不可能である。また、例えば「相手の身体に直接接触して最初の生理的機能障害が発生するところまで」、といったように、行為者の客観的な動作が及んだところが限界線であると考えて、基本犯行為としての「傷害」を切り取ることも無理だろう。相手の身体に直接接触しない形で生じさせる傷害も当然あるからである²¹⁾。そうすると、行為者が当初から惹起させる「故意」をもっていた傷害までが、基本犯行為としての「傷害」に当たる、と考えざるを得ない。そうだとすれば、危険性説というのは、実は、「被害者の現実の死亡結果へと結実した致命的傷害の状態について、そのような状態にまで至ることにつき、行為者に当初から故意があったか」を問題にする見解だということになる。結局のところ、傷害致死罪に関する限りでは、危険性説が要求する特別な要件は、「自分の発生させる傷害が、致死結果に至る危険性を有すること(=致命性)」の認識という、

²⁰⁾ 丸山・前掲注17) 233-234頁、井田・前掲注17) 254頁、内田・前掲注17) 160頁参照。

²¹⁾ 例えば、相手を脅迫して大量の飲酒を強要し、急性アルコール中毒により死亡させた場合、これは傷害致死罪を構成するが(静岡地浜松支判平成21年2月16日裁判所ウェブサイト、同事件の紹介として森田昌稔・研修740号65頁以下(2010年)、泉雄大・捜研59巻9号24頁以下(2010年))、この場合には「相手の身体への直接の接触」という動作はおよそ介在していない。

主観的要件に尽きるのである。

以上からすると、危険性説は、「被害者素因の競合事例」においては、被害者が容易に死亡してしまう危険性を基礎づけていた「被害者の素因」（持病・特異体質）の存在を、行為者側が認識していたことを要求することになるだろう。そうでなければ、「自分の発生させる傷害が、致死結果に至る危険性を有すること（＝致命性）」の認識が行為者に認められないことになるからである。従って、危険性説の目から見ると、上記事例類型のうち [1] についてだけ、結果的加重犯の主観的要件が具備されていることになる。

他方、行為者が「自分の行為はそれ自体、致命性を持つ重大なものである」という認識を有していた場合も（事例類型 [3]）、その行為者には、「自分の発生させる傷害が致死結果に至る危険性を有する（＝致命性）」という認識があったことになる。そうであれば、事例類型 [3] においても傷害致死罪を認めることができるのではないかと考えられるところだろう。しかし、被害者の素因の存在・影響とは無関係に、「行為者の行為それ自体が持つ致命的作用」の方が被害者の致死結果に本当に現実化した、という事例でない限り、行為者が想定していたその危険性は「架空のもの」に止まる。このような「架空の経過」の認識だけで主観的要件が充足されているのかについては、なお争いが生じ得よう。

(3) 判例は責任主義違反か・その 1 - 事例類型 [3]

それでは、事例類型 [1] 以外の場合に傷害致死罪の成立を認めることは、責任主義に反しているのだろうか。結論から言えば、事例類型 [2] [3] において傷害致死罪を認定することは、責任主義に反するものとは断定できない。

まず、事例類型 [2] の場合、行為者は、致死結果につながった「被害者の素因」について「認識」は欠けているが、その「予見可能性」はあったのだから、現実に発生した被害者の致死結果及び具体的因果経過に対する「予見可能性」（過失）があったことになる。

次に、事例類型 [3] の場合、行為者には、致死結果につながった「被害者の素因」について「認識」も「予見可能性」も無かったのだから、現実に発生した被害者の致死結果及び具体的因果経過に対する「予見可能性」（過失）が無かったことになる。しかし、判例も学説の多数説も（その当否は別論として）、「過失」の認定にあたって「現実に発生した因果経過それ自体」に対する予見可能性は不要である、と解しているのである。

一例だけ挙げよう。過失犯に関する近時の判例に、最決平成16年7月13日刑集58巻5号360頁(時差式信号機事件)がある。被告人Xは、自動車を運転中、交差点の手前で信号が「黄」に変わり、また、前方から対向車線上をA運転のバイクが進行して来るのが見えたが、そのまま右折してしまおうと考えて交差点に入ったところ、直進してきたAのバイクと衝突し、Aが死亡した。Xは知らなかったが、この交差点の信号機は「時差式」であって、対向車線の信号機(Aの対面信号)は、Xの対面信号が「赤」に変わった後も11秒間「青」が続くタイプのものだった。Xは、自分の信号機が「赤」になったから、対向車線の信号機も「赤」になった、従ってA車は交差点の手前で停止するはずだ、と信じて交差点に進入したのだった。原審の東京高判平成11年12月27日刑集58巻5号466頁は、「対向車線の対面信号も〔赤に〕変化しているとの被告人の認識を前提にしても、…対向車の中には…交差点付近の交通状況等をも判断して、全赤色状態のうちに交差点を走り抜けようとする車両もないわけではない」から、Xには対向車の直進進入が予見可能だった、として過失を肯定した(最高裁も、Xの上告を棄却した)。

本件の信号機には「時差式」という表示も無かったので、Xは、対向車線の信号が「青」のままだとは知り得ず、「Aが青信号に従ってそのまま直進進行して来る」という現実の経緯はXには予見不可能だった。しかし、信号が「赤」に変わっても、交差点近くに差しかかった車がそのまま交差点を通過することはよくあるから、この「架空の経緯」はXにも予想がついた。そうである以上、Xは、対向車線の車の動静に注意しておく必要があることを自覚できたはずである。そして、この注意を尽くしていれば、結果的にAとの衝突は回避できただろう。このように東京高裁は、現実の因果経過が予見不可能でも、結果的に(偶然にでも)その現実の因果経過を回避できることになる注意の必要性を、「架空の因果経過」に対する予見可能性をもとにして自覚できたのだから、Xの「予見可能性」に欠けるところはない、という論理をとっているのである(これは「危惧感説」と原理上同じ論理である)²²⁾。また、危惧感説を採らなくても、過失が認められるためには「現実の因果経過」に対する予見可能性がある必要はなく、何

²²⁾ 前田雅英「予見可能性と信頼の原則」『神山敏雄先生古稀祝賀論文集第一巻』82頁(成文堂, 2006年), 古川伸彦「判批」ジュリ1341号187頁(2007年), 林正彦「業務上過失致死傷事犯における注意義務の前提となる事実—予見可能性」植村立郎=小林充編『刑事事実認定重要判決50選(上)』420-421頁(立花書房, 第2版, 2013年)などもこの論理を支持。

らかの、それ自体「相当因果関係（危険の現実化）」が認められるような因果経過が行為者にとって予見可能であれば足りる、とする見解（多数説）に従えば、結論はやはり同じになる。

以上の過失認定の考え方に従うならば、事例類型 [3] においても、行為者は、架空のものとはいえ、「自分の行為それ自体が持つ致命性が被害者の致死結果に結実する」という（それ自体相当因果関係、危険の現実化を充たしているような）因果経過を予見できるのであるから、刑法上の「過失」に欠けるところはないことになる。

(4) 判例は責任主義違反か・その2 - 事例類型 [4] [5]

「責任主義違反」が疑われるのは、事例類型 [4] と [5] において傷害致死罪を認める場合である。これらの場合、行為者には、現実のものであれ、架空のものであれ、およそ自分の行為が致死結果につながることの予見可能性（過失）が欠けている。それにも拘わらず、これらの事例を傷害致死罪とする根拠はどこにあるのか。

第1に考えられるのは、比較的軽微な暴行・傷害であっても、およそ物理力の行使である以上、致死結果に至る危険性はゼロではないと考え、暴行・傷害行為に広く「それ自体から致死結果に至る可能性」を認める、という発想である（この発想に従うならば、事例類型 [4] は空集合に近くなり、ほとんどの事例が事例類型 [3] の方に含められることになる）。

第2に、致死結果に対する予見可能性とは別個に、「責任非難」を高める要素を持ち出すことが考えられる。単純に言えば、基本犯を故意で犯したという態度が、（致死結果に対する予見可能性の程度とは無関係に、独立で）責任加重を根拠づける、と考えることである。しかしこれは、何らかの故意犯を犯した場合、そこから帰結する加重結果についても責任を問われるという、悪しき結果責任論（いわゆる「ヴェルサリ法理」）の論法に他ならない。

より洗練された形で責任加重を根拠づけようとしたのが、藤木英雄の主張である。藤木によれば、「結果的加重犯の重い結果について責任を問いうるためには、規範的責任の観点からすれば、その重い結果を惹き起こすこととなった行為をすべく意思決定をしたことについて非難が可能であれば、責任主義の要件を満たすには十分である」。「不法に共同生活のルールを破って他人に危害を加えるもとなる行動」（=基本犯としての故意行為）を自分の意思決定に基づいて実

践に移し、そこから加重結果が生じた場合には、「少なくとも、そのような被害 [=加重結果] を惹き起こすことは、行為者にとっては避けられることであつた、つまり、あえて不法を犯しさえしなければ [=基本犯行為としての故意行為をしなれば] そのような危害を他人に与えることはなくてすんだ」のである²³⁾、という。

ここでは明らかに、結果的加重犯の認定を、危惧感説に基づく過失犯の認定と同じ論理に従って考えようとする発想が見て取れる。

危惧感説とは、現実が発生した因果経過〔A〕については行為者に予見可能性がなかったが、それとは異なる（非現実の）因果経過〔B〕については予見可能性があり、そして〔B〕の予見可能性があつたならば、行為者としては一定の結果防止措置に出ることを動機づけられてしかるべきであり、且つ、その結果防止措置を講じた場合には結果的に〔A〕の経過も防止できたと認められる場合には、過失結果犯を肯定することができるという論理である。これと類似した論理が、結果的加重犯にも妥当するというわけである。行為者は、現実が発生した因果経過〔A〕（つまり、被害者の素因が競合して致死結果に至るという経緯）については予見不可能であつたが、しかし、基本犯に該当する自分の「暴行」「傷害」行為をさし控えるという“結果防止措置”を動機づけられてしかるべきだつた（「暴行」も「傷害」も犯罪であるから、当然、その不作為が動機づけられる）。そして、暴行・傷害をさし控えていたならば、結果的に〔A〕の経過も防止できた（暴行・傷害を行わないのだから、致死結果は当然防止できる）。従つて、この“結果防止措置”の懈怠について行為者を非難できる以上、結果的加重犯における責任帰属として欠けるところはない、というのである。

本稿は、この論理こそが、（判例・学説の多くも暗黙のうちに是認している）「危惧感説」の論理から、最も首尾一貫した形で導出されたものであると考える。従つて、真の問題点は、（暗黙のうちに多数の論者や判例によって支持されている）「危惧感説」による過失認定の当否なのであり、その再検討こそが本当に求められている事柄なのである。結果的加重犯における「責任主義違反」疑惑は、危惧感説による過失認定の「責任主義違反」疑惑が投影された「影」に他ならない。

²³⁾ 藤木英雄=板倉宏『刑法案内1』172-173頁（勁草書房，2011年）（初出，藤木英雄「責任主義と責任論の基礎」法セ268号46頁（1977年））。

IV おわりに

以上で雑駁ながら検討を終える。最後に本稿の結論を簡単に確認しておきたい。

結果的加重犯の成否が問われた「被害者の素因競合事例」において、判例は一見したところ、「条件説的論理」を前面に出すことによって結果の帰属を肯定している。しかし、これは必ずしも因果関係論として「条件説」の立場を打ち出したものとは考えられず、結果的加重犯に固有の責任非難のあり方がこのような判断の背後にあるものと考えられた。そして、結果的加重犯の判例に見られる責任非難のあり方は、決して「過失不要論」と単純に断定できるものではなく、あくまで、発生した結果について、一定の形で「行為者に対する責任非難の契機」（一定の責任連関）が認められることを要求しているもののように見受けられる。しかし、そこで要求されている責任連関というのが、過失犯において「危惧感説」が要求している責任連関と実質的に同じものなのである。従って、もし結果的加重犯における判例の判断・結論が「責任主義違反」だと考えられるのであれば、過失犯における危惧感説、そして（実質的には危惧感説と変わらない論理を採用している）判例の過失認定に対しても、同じく「責任主義違反」の疑いを向ける余地が出てくる。

本稿は、これまで故意結果犯、過失結果犯、結果的加重犯に共通の「因果関係論」という問題領域において議論されてきた問題の多くが、実はそのような「共通領域」に関わる事柄ではなく、故意結果犯、過失結果犯、結果的加重犯それぞれに固有の「責任帰属のあり方」に関わる問題なのではないか、という問題意識に基づいて、まずは、結果的加重犯における「被害者の素因競合事例」の判例を見直す作業を行ってみたものである。同じような観点から、過失結果犯、故意結果犯における判例の帰責判断のあり方についても、「因果関係論」という議論の土俵・枠組みに必ずしも囚われることなく再検証を行う必要があると考えるが、これは今後の課題である。

【判例一覧表】

	判 例	事案（特に行為者の行為，被害者の素因競合に関する点）と成立罪名	引用判例
【1】	大判大正 2 年 9 月 22 日 刑録 19 輯 884 頁	A (79 歳) の肩胛部を踏み，A が腫脹疼痛甚だしく病床に呻吟して衰弱死。傷害致死罪。	
【2】	大判大正 3 年 9 月 1 日刑 録 20 輯 1579 頁	A の左太腿外側部を刺身包丁で刺して 4 寸の刺傷，傷が化膿し膿毒症を併発して A 死亡。傷害致死罪。	
【3】	朝鮮高判大正 13 年 3 月 13 日朝高院 11 卷 19 頁	A の胸部中央左方を殴打し，A が心臓麻痺で 4 日後に死亡。弁護人が A の心臓の膨大・脂肪変性，アルコール中毒症，マalaria 等の競合を主張。傷害致死罪。	
【4】	大判大正 14 年 12 月 23 日刑集 4 卷 780 頁	A (59 歳) の頭部辺りを突いて土間に転落させ，頭部を 2・3 回殴打して A の耳に微傷。脳血管硬化症に罹患していた A は憤激して脳出血発作死。傷害致死罪。	
【5】	大判昭和 3 年 4 月 6 日刑 集 7 卷 291 頁	肺気腫・精神異常のある A を戸外に締め出し，A が肺気腫の症状が悪化して死亡。保護責任者遺棄致死罪。	弁護人が 【1】援用
【6】	最判昭和 22 年 11 月 14 日刑集 1 卷 1 号 6 頁	脆弱性骨質で肋膜癒着のある A (69 歳 (67 歳?)) を突き倒して左背部を数回蹴りつけ，A は肋骨骨折・肺損傷で死亡。傷害致死罪。	
【7】	東京高判昭和 24 年 12 月 10 日高刑集 2 卷 3 号 292 頁	飛びかかって来た心臓疾患ある A (69 歳) を力任せに突き倒し，A が心臓麻痺死。事後強盗致死罪。	
【8】	最判昭和 25 年 3 月 31 日 刑集 4 卷 3 号 469 頁	脳梅毒症の A (56 歳) の左眼部分を蹴りつけ（創傷そのものは通常ならば 10 日くらいで治癒する程度），脳組織が一程度崩壊して 3 日後に死亡。傷害致死罪。	
【9】	東京高判昭和 31 年 2 月 29 日裁特 3 卷 2 号 141	肺壞疽による全身衰弱で 4, 5 日で死亡すると見られた A に対し，その顔面・頭部平手	

	頁	で殴打・足蹴にする暴行を加えた結果、A が脳震盪により死亡。傷害致死罪。	
【10】	東京高判昭和 31 年 5 月 24 日東時 7 卷 5 号 213 頁	脳底部動脈硬化症のある A の両頬部を両掌で力強く 3 回殴り、A はくも膜下出血で即死。傷害致死罪。	
【11】	福岡高判昭和 31 年 10 月 3 日高刑集 9 卷 8 号 931 頁	心臓慢性肥大症で僅かな興奮でも心臓麻痺を起こすおそれがあった A（62 歳）の顔面付近を平手で 1 回殴打し、怒って殴りかかってきた A を強く制止し、争鬭の結果、A が興奮のため心臓麻痺で即死。傷害致死罪。	
【12】	最決昭和 32 年 3 月 14 日刑集 11 卷 3 号 1075 頁	脳底部動脈硬化症のある A（48 歳）の頬を数回殴りつけたところ、A がくも膜下出血で即死。傷害致死罪。	
【13】	東京高判昭和 32 年 10 月 29 日東時 8 卷 10 号 373 頁	心筋梗塞症を患っていた A の身体各所に暴行を加えたところ、A はそれらの暴行とそれに伴う精神的興奮・激怒により狭心症発作で死亡。傷害致死罪。	
【14】	仙台高秋田支判昭和 35 年 7 月 27 日下刑集 35 卷 7=8 号 999 頁	空どんぶりで A の後頭部を 1 回強打（通常約 2 週間の安静治療を要する傷害）、A は一応医師の手当てを受けたがその後適切な治療を受けず、胆石様発作の症状など悪条件が累積、心臓衰弱により死亡。傷害致死罪。	【6】 【8】 を引用
【15】	札幌高判昭和 35 年 11 月 16 日下刑集 2 卷 11=12 号 1318 頁	高度の動脈硬化性変化のあった実父 A と口論の末、顔面を 2・3 回殴打し（通常は死亡原因となり得ない程度）、A は憤激興奮により後大脳動脈破裂を起こして即死。尊属傷害致死罪（当時）。	
【16】	最決昭和 36 年 11 月 21 日刑集 15 卷 10 号 1731 頁	心臓に高度の病変のあった A（45 歳）の襟をつかんで首を締め付け、突き飛ばして転倒させた結果、A が心筋梗塞により死亡。傷害致死罪。	【6】を引用

【17】	山形地米沢支判昭和 37 年 7 月 6 日下刑集 4 卷 7 号 667 頁	高度の高血圧症患者であった A (48 歳) の右頬部を掌で強打し憤激させた結果, A は脳内出血を起こして 12 日後に死亡。傷害致死罪。	【4】 【6】 【15】 【16】 を引用
【18】	最判昭和 46 年 6 月 17 日刑集 25 卷 4 号 567 頁	高度の心臓疾患があった (それにつき A 本人・近親者・医師も知らなかった) A (63 歳) の顔面を布団で覆い, 鼻口部を圧迫したところ, A が死亡。強盗致死罪。	【6】 【8】 【12】 【16】 を引用
【19】	名古屋高判昭和 46 年 8 月 10 日刑月 3 卷 8 号 1058 頁	血友病である A (24 歳) と口論になり, 左下腹部を 1 回蹴り上げる等の暴行を加えた結果, 3 日後に A が失血死 (行為者は A の血友病を知らなかった)。傷害致死罪。	【8】 【12】 【16】 【18】 を引用
【20】	最決昭和 49 年 7 月 5 日刑集 28 卷 5 号 194 頁	A (81 歳) を 10 数回足蹴にして血胸で入院させたところ, 治療に用いられたステロイド剤で A の結核性病巣が滲出型に変化し, 心膜炎を併発・死亡。傷害致死罪。	原審が【6】 【8】 【16】 【18】引用
【21】	大阪地判昭和 59 年 1 月 19 日判タ 524 号 270 頁	A (22 歳) の顔面・頭部を手拳で殴打し, ブーツで足蹴にして傷害を負わせたところ, A が約 45 日後に慢性硬膜下血腫で死亡 (弁護人は A の罹患していたシェーンライン・ヘノッフ症候群の影響を主張)。傷害致死罪。	
【22】	札幌高判平成 12 年 1 月 27 日判タ 1058 号 283 頁	A に脳挫傷等の重傷を負わせた結果, 約 1 か月後に胃内出血で A が死亡。傷害に起因するストレスで生じた胃粘膜の浅く小さい欠損の下に血管の走行異常によって太い動脈血管があり, そこから大量出血したものと考えられる。傷害致死罪。	
【23】	仙台地判平成 20 年 6 月 3 日裁判所ウェブサイト	左冠状動脈開口部に異常のある A (18 歳) に暴行を加え, 走って逃走させた結果, A が急性循環不全により死亡。傷害致死罪。	【18】を引用